

議案第46号

損害賠償の額を定め和解することについて

損害賠償の額を下記のとおり定め、及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年8月31日提出

養父市長 大 林 賢 一

記

- 1 相手方 （住所） [REDACTED]
（氏名） [REDACTED]

2 事案の概要

令和8年7月17日、八鹿小学校敷地内で、乗用芝刈り機で芝刈り作業を行っていた際に、巻き上げた小石が敷地外に飛び、フェンスを隔てた近隣民家の玄関ガラスに当たり、ガラスが破損したものの。

- 3 損害賠償の額 31,350円